

福祉新聞 2008年3月31日

<生活保護の通院移送費>

支給限定の撤回求める

全国会議が厚労相に要望書

厚生労働省が2008年度から生活保護の通院移送費の基準を明確にする方針を示したことについて、生活保護問題対策全国会議（代表幹事＝尾藤廣喜弁護士）は19日、これを撤回するよう求める要望書を舩添要一・厚生労働大臣に提出した。提出後の記者会見で、尾藤代表幹事は「実質的な保護基準の切り下げだ」と訴えた。

厚労省は3月3日の社会・援護局関係主管課長会議で、2008年度から生活保護の濫給防止を推進することを説明。受給者が病院に通院する際にかかる移送費はこれまで「移送に必要な最小限度の額」としていたが、来年度から明確な基準を設ける考えを示した。

方針案では、原則

災害現場などから緊急搬送する

離島で対応できる最寄りの医療機関に搬送する

移動困難な患者で医師の指示により転院する

などの場合に支給を限定した。

ただし、身体障害などにより電車やバスの利用が著しく困難な場合に最寄りの機関まで通院する時や、検診命令により検診を受ける際などは例外として認める。

また、移送費給付を認める場合でも、医療機関は福祉事務所管内に限るとし、福祉事務所が給付対象となる経路や交通機関を十分に検証することとした。

尾藤代表幹事は、厚労省方針案の背景に北海道滝川市で起きた2億円にも上る移送費の不正受給事件があると指摘。「滝川市の事件は異常な少数事例で、移送費全般が不正受給の温床になっているわけではない。移送費に関する全国調査が終わる前に改定を決めるのはあまりにも拙速。実質的な保護基準の切り下げだ」と訴えた。

会見には生活保護受給者も出席した。夫が車いす生活で、自身も椎間板ヘルニアを患っているという富岡みさ子さんは「私たちは福祉事務所管外の病院に通っているため、移送費が月に1万円ほど支給されている。不支給になれば生活扶助を削るしかない」と話した。

なお、同会議は厚労省、北海道、滝川市に対して事件の原因や対応状況などに関する公開質問状を提出。3月末日までに回答を求めている。



会見する尾藤代表幹事